

和泉市動物愛護団体支援補助金募集要領

〈令和5年度〉

1. 事業概要

市内に生息する飼い主のいない犬猫の保護および里親探し等の動物愛護活動ならびに飼い方セミナー等適正管理に向けた啓発事業を実施する市内の団体に補助金を交付します。

2. 補助対象

補助金を申請する場合は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 市内居住の者を中心に構成され、同一世帯に属していない構成員が3人以上の団体で、各構成員が他の登録団体に加入していないこと。
- (3) 活動の記録及び会計帳簿を記載し、適切に保管していること。
- (4) 対象とする事業は、令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)までに実施した下記事業とする。

補助対象事業	
事業内容	対象となる経費
飼い主のいない犬猫の保護及び里親探し、譲渡会の実施	里親探しを含めた保護に要する消耗品費、飼育器具等の備品購入費、健康診断及び予防接種費、譲渡会の実施に係る消耗品費、会場使用料、広告宣伝費、印刷製本費等
飼い主に対する相談会、飼い方セミナー等適正管理に向けた啓発事業の実施	セミナー等の実施に係る講師等の謝金、旅費、消耗品費、備品購入費、会場使用料、広告宣伝費、印刷製本費等

なお、補助金の交付を受けようとする団体は、令和5年5月末日までに、団体登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請し、許可を得なければならない。

- (A) 登録団体の定款若しくは規約、又はこれらに準ずるもの
- (B) 事業実施計画書(様式第2号)
- (C) 事業収支予算書(様式第3号)
- (D) その他市長が必要と認める書類

3. 補助金額

補助金の額は、補助対象事業の対象となる経費に要した費用の1/2(千円未満は切り捨て)で、1団体あたり10万円を限度とする。

4. 交付申請

- (1) 必要書類
 - (A) 補助金交付申請書(様式第5号)

- (B) 事業実施計画書（様式第2号）
- (C) 事業収支予算書（様式第3号）
- (2) 受付期間 令和5年5月31日（水）
- (3) 受付場所 和泉市立保健センター

4. 実績報告

交付申請書等の内容を審査した後、和泉市動物愛護団体支援補助金交付決定通知書（様式第6号）等により通知します。補助金交付決定の通知を受けたときは、和泉市動物愛護団体支援補助対象事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (A) 事業実施報告書（様式第8号）
 - (B) 事業収支決算書（様式第9号）
 - (C) 事業実施に係る記録写真、資料等
 - (D) 領収証等の写し
 - (E) その他、市長が必要と認める書類
-
- (1) 提出期限 令和6年3月31日（日）
 - (2) 受付場所 和泉市立保健センター

5. 補助金の請求

実績報告書等の内容を審査した後、和泉市動物愛護団体支援補助金確定通知書（様式第10号）等により通知します。補助金の交付額の確定の通知を受けたときは、和泉市動物愛護団体支援補助金請求書（様式第11号）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年4月19日（金）
- (2) 受付場所 和泉市立保健センター

6. 補助金の支払い

補助金請求書（様式第11号）の提出後、指定された金融機関の口座に振り込みます。

お問合せ・書類提出先

和泉市立保健センター 健康づくり推進室予防推進担当

〒594-8501 和泉市府中町四丁目2番5号

T E L : 0725-47-1551 F A X : 0725-46-6320

E-MAIL : yobou@city.osaka-izumi.lg.jp